

令和元年
第8回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第8回総会日程

令和元年8月26日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

(1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について

5. 閉 会

令和元年第8回日の出町農業委員会総会

令和元年8月26日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	木住野 佑 治 君	9	宮 岡 進 君
2	関 根 進 君	10	松 本 哲 男 君
3	野 口 隆 昭 君	11	青 木 崇 君
5	矢 治 一 俊 君	12	山 崎 茂 樹 君
6	馬 場 敏 明 君	13	土 澤 孝 一 君
7	小 川 昌 夫 君	14	辻 本 泰 啓 君
8	和 田 勝 君	15	神 田 功 君

事務局職員

事務局長 木 崎 義 通
事務局次長 布 田 努
事務局 宮 下 貴 裕

事務局長 皆様、こんにちは、定刻より少し早いのですが、皆さまお集まりになりましたので只今から令和元年第8回日の出町農業委員会総会を開会いたします。それでは始めに、神田会長より、ご挨拶をいただきます。

会 長 皆さん、改めましてこんにちは。本日、第8回農業委員会総会を開催したところ、全員の皆様のご出席を頂けました。大変ありがとうございます。本日もご審議よろしく申し上げます。

事務局長 ありがとうございます。
それでは日程3の議事録署名委員の指名と日程4の議事進行を会長にお願いいたします。

会 長 3. 議事録署名委員の指名をさせていただきます。 2番 関根委員、3番 野口委員にお願いいたします。

4. 議事に入らせていただきます。(1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員です。説明をお願いします。

委 員 それでは、第1号議案について説明いたします。まず、案内図をご覧ください。8月21日に事務局と一緒に現地を見てきました。地図の北側に・通りがありまして、東へ行くと・があります。・通りにある・と・公園のちょうど中間地点にある畑になります。周辺には、・駐車場や、・株式会社があり、この案内図では、畑になっていますが、・株式会社の隣の畑は、既に・の駐車場となっております。申請地の西側には住宅が3件あり、北側にはブルーベリー摘み取り園があります。

さきほど、事務局から説明があった通り、・番は町道となっていて、譲渡人の所有する・番も一体で進入路として使われております。

申請地は、整地がなされていて草刈り等が行われているようでした。・番、・番は畑。・番は・の駐車場、・番、・番は住宅、・番、・番はブルーベリー畑となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

会 長 事務局及び・委員の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願い致します。はい、・委員。

委員 譲受人は個人名のようなのですが、転用の用途としては事業用の駐車場だと思われるのですが、借手は法人ではないのですか。

事務局 今回の譲受人である・さんは・という個人事業を営んでおり、法人登記をしていないため、そのため、個人での譲り受けとなっています。

委員 事業の内容については。

事務局 事業の内容につきましては、大型ダンプによる碎石等の運搬、建設資材の運搬を行っており、開設してから25年程経っています。

会長 その他にありますか。はい、・委員。

委員 駐車場は砂利引きということですが、排水はどうなっていますか。雨水枡等を作るのかどうか。それと、ダンプは6台ですか。どのような車が置かれるのか。通路部分に関しては、譲渡されるのかについて教えてください。

事務局 一点目の雨水枡を設けるかについてなのですが、雨水枡を設ける予定はないようで、砂利引きによる自区内処理を図るとのことです。

通路部分に関しましては、5条申請の中には入ってきませんが、今回の申請地と一体として・さんが譲り受けることになっているとのこと。・番については、町道であり、払下げ等を行われません。

ダンプの種類については、すみませんが、詳細に何トンダンプかは確認しておりません。

委員 緑化部分を設けてある場所は、土を高く盛って水が流出しないようにするということですか。

事務局 緑化部分に関しては、その通りです。また、図面に明記されている部分については、波板を設置して水の流出を防ぐとのこと。

委員 道路形態についてよくわからないのですが、町道である・番と私道・番は一体として通路で使われているとのことですが、それは特に問題ありませんか。

事務局 特に問題ありません。

委員 図面の北側は空いていますが、ダンプは停めないんですか。

事務局 ダンプ等の回転場で活用するとのことですが。

会長 はい、その他に。はい、・委員。

委員 ・番の地目は何ですか。地目が公衆用道路ですか。

事務局 公衆用道路です。

会長 ここは、畑で土は柔らかくて軟弱だと思うのですが、ダンプで碎石を置いたり、残土を置いたりするとのことですが、東側と西側の土塀については、中の土を活用するのか、どこから土を持ってきて植栽するのでしょうか。雨水については、地中浸透することなのですが、南側や北側には波板を置くということは、譲受人は結構水がたまると考えているのですか。

グラウンドレベルは道路よりも低くなるのか、フラットのまま行くのか、聞いていますか。グラウンドレベルを低くするとかなり水が溜まってしまうと思うのですが。南北はいいかもしれませんが、東西は問題ありませんか。

事務局 西側の住宅との境については、既存でブロック塀が設置されており、東側の畑との境界にも同じようにブロック塀があり、問題ないと考えます。また、グラウンドレベルについては低くするとは聞いていません。

会長 北側は・さんの畑だと思うのですが、事前承諾等の話は来ましたか。

委員 はい。話がありまして、承諾書には判子を押してあります。

地面の高さなのですが、・番と私の畑は同じ高さで、東側にはコンクリートの塀があって、入り口側は30cmほどコンクリートで高くなっていますので、東西には水が流れないようにになっています。

会長 はい、・委員。

委員 緑化についてなんですが、金木犀等を植えるということですが、元々畑なので、栄養価が高くて植栽するとすぐに大きくなると思うのですが、かなり密集して植栽するようで、特に西側の住宅地については、了解したという話ですが、その後の管理についてお聞きしたいです。

会長 おそらく、植栽を密集させているのは、ダンプ等で碎石を下した際に埃等

が舞いますので、それを防止させる意図があるのではと思います。

委 員 1 m間隔だとすぐ大きくなりますから管理は大変だと思います。

事務局 緑化に関しては、緑化条例に基づき審査されていて、この図面で問題ないということです。

会 長 意見、質問がないようですので、(1) 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について、処理いたします。

許可として、よろしい委員は、挙手をお願いいたします。

会 長 許可多数ですので、本案件は許可いたします。

続きまして、(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理朗読 農地法第4条届1件、農地法第5条届出2件)

会 長 朗読が終わりました。

只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。はい、松本委員。

委 員 報告第1号についてなのですが、敷地拡張で追認ということですがどのような案件なのでしょうか。

会 長 事務局より経緯の説明をお願いします。

事務局 詳細な経緯については伺っていませんが、西側に・番地、・番地、・番という宅地があり、その転用の際に生じた余剰部分が届出人の敷地の一部として使われており、現況に即した地目にするために届出が出されたという案件です。

会 長 意見、質問がないようですので、(2) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署 名

議 長

番

番
